

No.	質問	回答
1	新規投資額の下限値はいくらなのか。	15億円です。
2	生産能力の下限値はいくらなのか。	電気自動車等の生産能力が1万台以上増加する案件が対象です。
3	事業適応期間中に達成すべき付加価値率の下限値はいくらなのか。	事業適応計画終了年度における付加価値率が10%以上となる必要があります。
4	自動車を生産するために直接又は間接に使用する設備（既設の建屋等を含みます。）には、具体的に何を含むことができるのか。	原則として共通のNo.17に準ずる形となります。ただし、電気自動車等の場合は、電気自動車等に使用する蓄電池・燃料電池の生産設備（それらの設備に係る修繕費を含みます。）についても含むことが可能です。なお、他社資本の蓄電池の生産設備については、その設備の取得価額のうち、当該設備の所有者に対する申請事業者の持ち株比率を乗じた価額を計上することができます。
5	仮に単一の工場内でEVとエンジン車の双方を生産していた場合には、付加価値額の算出に際して人件費はどのように計算するのか。	EVとエンジン車の生産双方に従事する従業員がいた場合、その人件費については、戦略税制の対象となる車両の生産台数をベースに按分してください。
6	車両生産に係る「安定的な生産活動が行われるための取組の方針」には、どのような事項を記載するべきか。	仮に地政学的な問題等が生じた場合にも部素材の供給途絶に起因する生産活動の停止が発生しないための取組の方針を記載してください。
7	蓄電池生産に係る「安定的な生産活動が行われるための取組の方針」には、どのような事項を記載するべきか。	蓄電池や燃料電池の主要部素材の安定確保に向けた体制を記載してください。ここでの主要部素材とは、正極、負極、セパレーター、電解液などを指しており、その製造メーカーや工場所在地（国・都市）を記載してください。
8	「生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量」及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方針には、どのような事項を記載するべきか。	国内におけるスコープ1・スコープ2に関する2025年度（単年度及び2023年度から2025年度までの3年間）・2030年度について設定し（申請時点において目標年度を経過している場合はこの限りではありません。）排出削減目標を記載してください。
9	経済波及効果の指標について、取引先にはどのような企業を指しているのか。	当該年度に取引実績のある取引先を表しています。この場合の取引先は部品サプライヤーのみならず、製造設備のメンテナンス会社や輸送会社などのあらゆる取引先を含みます。ただし、事業適応の申請を行う事業者が直接取引を行っている取引先に限ります。
10	経済波及効果に関する報告はどのように形で実施すれば良いか。 事業の取引先社数が100社以上であることと、発注額が増加した社数が50社以上であることはどのように報告すれば良いか。	認定事業適応計画に記載した経済波及効果を実現するための取組方針について、各事業年度において、具体的にどのような取組を行ったのか報告してください。 また、事業の取引先社数については、当該年度において当該事業に関して取引のある社名を100社以上列記していただくことを想定しています。また、発注額が増加した50社については、社名、当該年度における取引額、直近3年度平均の取引額を50社以上列記していただくことを想定しています。なお、取引金額が正しいことを証明する資料（発注書や契約書等）を提出いただく必要はございませんが、審査の過程で提出を依頼する可能性もございます。
11	事業適応計画の認定を受けていることを取引先に対して認知させる方法にはどのようなものがあるのか。	戦略税制の対象となっている車両に利用される部品を供給しているサプライヤーに対して、戦略税制を活用している旨を明示的に表示する必要があります。具体例として、事業者のホームページで公表する、サプライヤーとのインターネット上で公表する、サプライヤー向けの説明会において配布資料に記載するなどの方法が想定されます。
12	需要獲得に向けた取組について、「需要の開拓をすることが見込まれる」とはどのような状態を指しているか。	各国における規制等の外部環境も踏まえた商品となっていることを前提として、当該市場において競争力を維持する商品の生産及び販売を継続することが見込まれる状態を指します。
13	課税の特例の確認申請における「産業競争力基盤強化商品の生産、使用及び廃棄する段階における二酸化炭素排出量の削減に向けた取組」では、何を報告すれば良いのか。	電気自動車等を生産、使用及び廃棄する段階において、同じ車格・重量のガソリン車と比較した際の二酸化炭素排出量を示し、削減量の拡大に向けた取組の方向性を記載してください。なお、算出に当たっては一般社団法人日本自動車工業会が公表しているCFPガイドライン等を参考にしてください。